

# 平成28年度 健康保険法等の主な改正について

## I. 平成28年4月1日からの改正

### 1. 標準報酬月額・標準賞与額の上限の引き上げ

#### ① 標準報酬月額について

標準報酬月額の上限が引き上げられ、3等級が追加となります。

上限引き上げに伴う保険料の変更は、平成28年4月分(平成28年5月給与天引き分)からとなります。

#### ●従来

等級	標準報酬月額	報酬月額
47	1,210,000円	1,175,000円以上

#### ●改定後

等級	標準報酬月額	報酬月額
47	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
48	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
49	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
50	1,390,000円	1,355,000円以上

} 追加

#### ②標準賞与額

年間の標準賞与額の上限が、以下の通り変更となります。

改正後	従来
年間573万円	年間540万円

### 2. 傷病手当金・出産手当金の算定方法の見直し

傷病手当金・出産手当金支給額のベースとなる標準報酬日額の算定方法が、以下のとおり変更となります。

算定方法の変更は、平成28年4月1日支給分から対象となります。

#### ●従来の標準報酬日額の算定方法

$$[\text{支給日の標準報酬月額}] \div 30 \times 2/3$$

例) 支給日が12月の場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----



標準報酬日額： [12月の標準報酬月額] ÷ 30 × 2/3

●改定後の標準報酬日額の算定方法

① 被保険者期間が1年以上の場合

$$\left( \begin{array}{l} \text{支給開始日以前の直近の継続した} \\ \text{12ヵ月の各月の標準報酬月額の} \\ \text{平均額} \end{array} \right) \div 30 \times 2/3$$

例) 支給開始日が12月の場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

標準報酬日額： [1~12月の各月の標準報酬月額を平均した額] ÷ 30 × 2/3

※ 支給開始時に算定した標準報酬日額は、支給終了まで変更になりません。

② 被保険者期間が1年未満の場合

AかBのいずれか少ない額

A. 被保険者期間の標準報酬月額の平均額 ÷ 30 × 2/3

B. 前年度9月末における全被保険者の標準報酬月額の平均額 ÷ 30 × 2/3

**II. 平成28年10月1日からの改正**

1. 短時間労働者の適用拡大

特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに健康保険組合、厚生年金保険の適用対象となります。

被扶養者が該当し、当健保組合の被扶養者から外れる場合は、被扶養者異動届の提出をお願い致します。

◆特定適用事業所とは

同一事業主の適用事業所における健康保険の被保険者数が、常時501人以上の事業所が該当します。

◆短時間労働者とは

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④のすべてに該当する方をいいます。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 賃金の月額が8.8万円（年収106万円）以上であること。
- ③ 勤務期間が1年以上見込まれること。
- ④ 学生でないこと。

2. 兄弟の被扶養者認定基準の見直し

被保険者の「兄弟」を被扶養者として認定されるためには、収入基準のほかに「同居していること」が要件でしたが、改正後は「同居」の要件が撤廃されます。

ご不明な点等がございましたら、健保組合（03-5719-4741）までご連絡ください。

以 上